

## 岩手県告示第953号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、平成22年度において岩手県が発注する情報システム開発業務の委託契約に係る競争入札のうち地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約に係る競争入札（以下「特定調達契約に係る競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等を次のとおり定めた。

平成21年12月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

### 1 情報システム開発業務の種類

- (1) システム分析
- (2) ソフトウェア開発
- (3) ネットワーク関連業務
- (4) データ処理
- (5) インターネット関連業務
- (6) コンピュータ研修

### 2 特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる事項（コンピュータ研修の場合にあっては、(1)及び(2)に掲げる事項）につき審査の上決定された資格

- (1) 開発実績
- (2) 情報システム開発業務の実施に必要な要員の有無
- (3) データの安全対策

### 3 資格審査の申請の方法

#### (1) 申請に必要な提出書類

ア 情報システム開発業務委託契約競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）

イ 営業概要書

ウ 使用印鑑届

エ 法人にあっては申請日の属する年の前年及び前々年の決算期に作成した各営業年度の財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び利益処分に関する書類をいう。以下同じ。）、個人にあっては申請日の属する年の前年及び前々年の所得に係る確定申告書の写し

オ 法人にあっては商業登記簿謄本、個人にあっては営業証明書

カ 納税証明書（申請日の属する年の直前1年間における岩手県県税条例（昭和29年岩手県条例第22号）第3条に掲げる税目及び消費税の納税証明書をいう。ただし、県内に営業所又は事務所を有しない申請者にあっては、申請日の属する年の直前1年間における所得税又は法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書をいう。）

キ 権限を支社長等に委任する場合にあっては、委任状

ク 営業に関し、法令上許可、指定、登録等（以下「許可等」という。）を必要とする業種にあっては、当該許可等を受けていることを証する書面

#### (2) 申請書等の作成に用いる言語等

ア 申請書、営業概要書、使用印鑑届及び財務諸表（以下「申請書等」という。）は、日本語で作成すること。なお、その他の提出書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 金額欄については、日本国通貨により記載すること。外国通貨を換算するときは、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算した額を記載すること。

#### (3) 申請書等の交付場所及び提出場所並びに問合せ先 岩手県地域振興部IT推進課（郵送により申請書等の交付を希望する者は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量150gに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返

信切手券を添えて申し込むこと。)

(4) 申請書等の提出方法 (3)の提出場所に直接持参または郵送すること。なお、既に情報システム開発業務の委託契約に係る競争入札参加者の資格及び指名に関する規程（平成12年岩手県告示第885号。以下「規程」という。）第3条に規定する競争入札参加資格基準に係る審査を受け、有効期間が平成23年3月31日までの規程第6条第1項の規定により作成した名簿に登載されている者は、この告示に係る資格を取得した者とみなす。

(5) 提出部数 1部

(6) 申請書等の受付期間 岩手県の休日に関する条例（平成元年岩手県条例第1号）に規定する県の休日を除き、隨時、申請を受け付ける。

#### 4 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 資格の有効期間 この告示に係る資格の有効期間は、資格を付与された日から平成23年3月31日までの間とする。

(2) 資格の有効期間の更新手続 (1)の資格の有効期間の更新を希望する者の更新手続に関しては、平成22年12月中に告示する。